

制定 平成22年12月27日 中国運輸局公示第79号
改正 平成23年 4月11日 中国運輸局公示第 1号

公 示

タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて

タクシー事業分割譲渡については、下記のとおり取扱いを定めたので公示する。

平成22年12月27日

中国運輸局長 荒井 伸

記

1. 譲受人の資格要件

譲受人は、次のいずれかに該当すること。

- ① 既存のタクシー事業者（1人1車制の個人タクシー事業者を除く。以下「既存事業者」という。）
- ② 譲渡人たる既存事業者の50%を超える出資による子会社（①を除く。以下「子会社」という。）

2. 申請手続き

譲渡人及び譲受人が連署した譲渡譲受認可申請書を提出することとし、当該申請書には、道路運送法施行規則第15条の3の規定に基づき、新旧の事業計画を記載した書面を添付すること。

3. 審査事項

申請事案の審査にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請事案等の審査基準（平成

14年1月23日付中国運輸局公示第180号)の譲渡譲受に関する審査基準によるほか、譲渡譲受認可後の譲渡人及び譲受人の事業用自動車の数について新規許可基準の記4に定めるところに準じて審査する。

また、当事者の経営内容及び労使関係その他の経営の実情についても問題ないこと。

4. 譲渡譲受認可後に適用する運送約款の取扱い

(1) 譲受人が当該営業区域外の既存事業者及び子会社の場合

譲受人が、譲渡人と同じ運送約款を適用する場合は、運送約款の手続きは不要である。

(2) 譲受人が当該営業区域内の既存事業者の場合

譲渡譲受認可後の運送約款については、譲渡人及び譲受人が既に設定している運送約款が同一であるか否かを問わず、譲受人の設定している運送約款を適用するものとして、新たな設定手続きは不要である。

附則

この公示は、平成22年12月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則

この公示は、平成23年4月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。